



## 居宅介護支援事業所等連携加算に関するQ&A集

令和4年3月17日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

(問1)

「居宅介護支援事業所等連携加算」の主な連携先に「地域包括支援センター」が明記されていませんが、居宅介護支援等の利用に関し、「地域包括支援センター」に情報提供を文書により実施した場合、「地域包括支援センター」が主催し居宅介護支援事業所が同席する会議に参加した場合、請求できるのでしょうか。

(答)

請求できません。現在、地域包括支援センターは連携(つなぎ)先に想定されていません。

(問2)

居宅介護支援事業所等連携加算における連携先に「障害者就業・生活支援センター等」と記載があります。「国分寺市障害者就労支援センター」は「障害者就業・生活支援センター等」と同様であると考えてよろしいでしょうか。

(答)

東京都では同じ役割を担うものであると考え、市区町村の判断に委ねています。国分寺市では「国分寺市障害者就労支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」と同様であると考えています。

(問3)

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.2」の文中に、「同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある」と記載があり、以下の具体的な例示があります。

- ① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算
- ② 居宅介護支援事業所等連携加算における「会議参加」と退院・退所加算
- ③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算(I)及び退院・退所加算

しかし「居宅介護支援事業所等連携加算」と「集中支援加算」の組み合わせについては例示がありません。以下の場合、一緒に請求できるのでしょうか。それとも選択して請求のでしょうか。

例a) 集中支援加算の算定要件を満たす「利用者の居宅に訪問して2回以上面談を実施」し、同月の別日に居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件を満たす「他機関の主催する会議に参加」した場合。

例b) 集中支援加算の算定要件を満たす「利用者の居宅に訪問して2回以上面談を実施」し、同月に居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件を満たす「情報提供を文書により実施」した場合。

例c) 集中支援加算の算定要件を満たす「他機関の主催する会議に参加」し、同月別日に居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件を満たす「他機関の主催する会議に参加」した場合。

例d) 集中支援加算の算定要件を満たす「利用者の居宅に訪問して2回以上面談を実施」し、同月別日に居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件を満たす「利用者の居宅に訪問して2回以上面談を実施」した場合。

例e) 集中支援加算の算定要件を満たす「他機関の主催する会議に参加」し、同月同日に居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件を満たす「他機関の主催する会議に参加」した場合。

(答)

例a.b) 同一の支援業務にあたらなため、それぞれ請求できます。

例c) 会議の内容及び連携(つなぎ)先が異なる場合、それぞれ請求できます。

\*連携(つなぎ)先は、「令和3年度障害福祉報酬改定に関するQ&A vol2(14頁)」に記載があります。

例d.e) 同一の支援業務です。選択して請求を行う必要があります。

以上